

発行元

東京都認証・特別非営利活動法人 日本エステティック学会 JAPAN SOCIETY FOR ESTETIC

エステ被害報道に惑わされないように冷静に



安全・安心の施術を!!

法順守は当たり前だが委縮するばかりでは衰退する

アートメイクやラジオ波、光施術での警察での摘発が相次いで、施術を委縮する傾向が続いていますが、少し冷静になって考えてみましょう。アートメイクは医師法違反の厚労省の通知が明示されているので議論の余地はありませんが、ラジオ波は医師の資格が無くとも使用、施術することは自由です。何もかもがダメではないのです。問題は安全な施術。健康被害を起こさないこと。たとえ健康被害が発生しても対処的
確に誠意をもって行うこと（保険加入等）が大切です。

技術の質と安全性の担保は出来ていますか？



技術勉強会は定期的に行っていますか？

スタッフの知識・技術・接客のスキルアップをおろそかにしていませんか？

1. 使用化粧品の成分、品質、原産国の明確に答えられる。
2. キャンペーンの趣旨をスタッフ全員が理解する講習会を開催している。
3. 商品、技術、サービスが一定水準以上であるかチェックしている。
4. 料金内容や技術内容を明確に理解しているかチェックしている。
5. 技術トラブルに的確に対応できるスキルが備わっているかチェックしている。
6. エステ傷害保険の適用例を全員が把握している。
7. お客様の体質、体調、健康状態を施術前に常に把握している。

※サロンの自己採点を試みましょう。すべてOKですか？

「電波法」抵触する「エステ機器」があると処罰される可能性が



対象機器は設置申請が必要です。違反すると1年以下の懲役100万円以下の罰金

電波法では「10kHz以上の高周波電波を利用して出力エネルギーを発生させ、50wを超える電波出力を使用している場合」小越に設置許可を受ける必要があります。通常は販売会社が代理人となり総務省へ申請するのが普通です。マシンの電波法上の適合が確認できない場合は使用不可となるので要注意です。総務省が指定する「型式指定」を取っているマシンは「高周波利用設備」の申請は必要ありません。製造元、卸業者へ問合せを。

NPO法人日本エステティック学会は広く皆様のご参加・ご協力をお願いしています。

学会(JSE)は開かれた会として幅広く皆様方のご意見をお待ちしております。

セミナー・講習・講演・入会・更新手続き

入会・更新手続きは、管理センターへ TEL0120-833-026/FAX03-5524-2878

※サロンショッピングクレジット取扱いのご相談、ご紹介承ります。お気軽にご連絡ください。